

## 第949回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和3年10月13日（水）午後1時30分

2 招集場所 第一会議室

3 出席者 伊東教育長，齋藤委員，千木良委員，小室委員，小川委員，佐浦委員

### 4 説明のため出席した者

布田副教育長，遠藤副教育長，安住総務課長，高橋教育企画室長，佐々木福利課長，時枝教職員課長，千葉参事兼義務教育課長，遠藤高校教育課長，菅井特別支援教育課長，熊谷施設整備課長，鈴木参事兼保健体育安全課長，武田生涯学習課長，佐藤文化財課副参事 外

5 開 会 午後1時30分

### 6 第948回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第949回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

伊東教育長 齋藤委員及び千木良委員を指名する。  
本日の議事日程は，配布資料のとおり。

### 8 秘密会の決定

#### 5 専決処分報告

(2) 職員の人事について

#### 6 議事

第1号議案 教育功績者表彰について

第2号議案 職員の人事について

伊東教育長 「5 専決処分報告」の(2)並びに「6 議事」の第1号議案及び第2号議案については，非開示情報等が含まれているため，その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議等については，秘密会とする。

秘密会とする案件については，「9 次回教育委員会開催日程」の決定後に審議等を行うこととしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

### 9 専決処分報告

(1) 第380回宮城県議会議案（追加提案分）に対する意見について

(説明者：布田副教育長)

第380回宮城県議会議案（追加提案分）に対する意見について御説明申し上げます。資料は，1ページから3ページである。

はじめに，資料2ページを御覧願いたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により，9月16日付けで知事から意見を求められたので，まず，議案の内容について御説明申し上げます。

資料3ページ「第380回宮城県議会 追加提出予算議案の概要」を御覧願いたい。「1 補正予算の概要」であるが，一般会計歳出予算のうち，教育庁関係分として，総額1千930万円を増額計上するものである。

次に、「2 事業の概要」であるが、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、県立学校におけるオンライン学習の更なる推進のため、教育情報ネットワークの回線を増強するための経費を計上している。

知事から意見を求められた議案の内容は以上であるが、この照会に対しては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、9月17日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので報告する。

なお、本議案並びに9月定例会で専決処分報告をした予算議案及び予算外議案については、10月4日の県議会本会議において原案のとおり可決されたので、併せて報告する。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) | ( 質 疑 な し )

## 10 議事

### 第3号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

(説明者：遠藤副教育長)

第3号議案について御説明申し上げます。資料は、5ページから16ページである。

はじめに、資料15ページを御覧願いたい。「1 改正の趣旨」であるが、令和4年度県立高等学校組織編制計画並びに平成31年度、令和2年度及び令和3年度県立高等学校組織編制計画の実施に伴う所要の改正を行うものである。

「2 改正内容」であるが、まず、「(1) 令和4年度県立高等学校組織編制計画関係」の「イ 学年制による全日制の課程」については、組織編制計画自体は令和3年6月に報告したところであるが、泉高校など6校をそれぞれ1学級減としようとするものである。「ロ 単位制による全日制の課程」については、宮城第一高校においては、学科名称の変更に伴い、理数科2学級の募集を停止し、新たに理数探究科1学級、国際探究科1学級とするものである。また、宮城野高校においては、学科改編に伴い、総合学科2学級の募集を停止し、普通科を1学級増とするものである。「ハ 学年制による定時制の課程」については、大河原商業高校の募集を停止し、1学級減とするものである。

「(2) 平成31年度県立高等学校組織編制計画関係」の「学年制による定時制の課程」については、これまでに単位制への移行を実施してきた石巻北高校飯野川校について、学年進行により第4学年を移行しようとするものである。

資料16ページを御覧願いたい。「(3) 令和2年度県立高等学校組織編制計画関係」の「学年制による全日制の課程」については、これまでに学級減を実施してきた泉館山高校など6校について、学年進行による第3学年の収容定員を変更するものである。

「(4) 令和3年度県立高等学校組織編制計画関係」の「イ 学年制による全日制の課程」及び「ロ 単位制による全日制の課程」については、これまでに学級減を実施してきた、大河原商業高校及び石巻北高校について、学年進行による第2学年の収容定員を変更するものである。

以上により、令和4年度の収容定員は16学級640人の減となる。

なお、3に記載のとおり、改正規則は令和4年4月1日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 ) | ( 質 疑 な し )

伊 東 教 育 長 | ( 委 員 全 員 に 諮 っ て ) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

### 第4号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

(説明者：遠藤副教育長)

第4号議案について御説明申し上げます。資料は17ページから24ページである。

はじめに、資料24ページを御覧願いたい。「1 改正の趣旨」であるが、特別支援学校設置基準の公布及び視覚支援学校幼稚部設置に伴う幼稚部の収容定員の変更と、令和4年度の県立知的障害特別支援学校高等部入学生募集に当たり、高等部の収容定員を変更するものである。

「2 改正内容」について、まず、幼稚部であるが、令和4年4月に開設する視覚支援学校幼稚部の収

容定員を新たに加え、さらに特別支援学校設置基準の公布に伴い聴覚支援学校幼稚部と同小牛田校幼稚部の収容定員を変更する。聴覚支援学校及び同小牛田校の定員については、これまで学校教育法施行規則の「教諭1人の保育する幼児は8人以下を標準とする」との規定を準用して定めていたが、令和3年9月に公布された設置基準では、幼稚部は「1学級5人」と示されたことから、聴覚支援学校幼稚部の収容定員を48人から30人に、同小牛田校を24人から15人に改正する。この5年間の在籍幼児数を見ると、聴覚支援学校では最も多い年で16人、同小牛田校では最も多い年で6人であることから、特段の問題は生じないものと考えている。

続いて高等部であるが、今年9月末現在における特別支援学校中学部及び中学校3年生の特別支援学校高等部への入学希望状況と、学校の受け入れ可能人数を踏まえ、第1学年の収容定員を変更するものである。あわせて、今年度の高等部の第1学年と第2学年の生徒について、学年進行による来年度の第2学年と第3学年の収容定員を変更するものであり、光明支援学校ほか11校の収容定員を変更するものである。

なお、3に記載のとおり、改正規則は、令和4年4月1日から施行することとしている。また、現時点での県立特別支援学校高等部及び高等学園の入学希望者は、収容定員367人に対し、360人程度となっているが、高等学園への入学希望者については定員を超えていることから、不合格者が出る可能性が高くなっている。その場合でも、生徒たちが、できる限りそれぞれの地域において、進学先を決定することができるよう各市町村教育委員会と連携しながら、今後更に教育相談を進めていく。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 )

- |          |  |
|----------|--|
| 齋藤委員     | 生徒の収容人数の変更については承知した。この変更に伴って教員の増減も生じるのか。   |
| 特別支援教育課長 | 教員定数については学級数に応じて算定されるため、募集人数を増やしたことで合格者が増加した場合は、それに見合った数の教員を任用することになる。                           |
| 小川委員     | 学年進行により定数が改正されることは理解したが、例えば家庭の事情で居住地が変わるなどして別の学校に通わざるを得なくなることも想定されるが、そういったことも考慮した改正案となっているのか。    |
| 特別支援教育課長 | 定員を定めてはいるものの、家庭の事情による転校等は突然起こることも多いため、1人2人の増員については、定員を超えるからといって受け入れができないというところがないよう、学校ごとに配慮している。 |
| 伊東教育長    | (委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。  |

## 1.1 課長等報告

### (1) 令和4年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症への対応について

(説明者：高校教育課長)

令和4年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症への対応について御説明申し上げます。資料は、1ページから3ページである。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。「1 新型コロナウイルス感染症に係る基本対応(第一次募集)」についてであるが、新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触者等に特定された受験者については、第一次募集の本試験は受験できないこととなるが、追試験の申請が提出されれば、①追試験の日程、②第二次募集の日程、③書類審査の3段階での受験機会を確保する。また、本試験当日に発熱等の症状のある受験者については、追試験で対応する。次に、「(1) 第一次募集に出願した受験者が感染又は濃厚接触者に特定された場合」には、新型コロナウイルス感染症罹患者及び濃厚接触者への3段階の受験機会の確保についてまとめているが、欄外の「注3」に記載しているとおり、(i) から (iii) の条件を全て満たす場合に限り、待機解除されていない場合でも、追試験又は第二次募集の日程で、別室での受験を認めることとする。

なお、資料3ページには、受験可能な濃厚接触者が受験する際に用いる「健康状態チェックリスト」を掲載しているので、後ほど御覧願いたい。

次に、資料2ページを御覧願いたい。「(2) 受験者の周囲で感染者が確認されたが、受験者は濃厚接触者ではない場合の対応」についてである。受験者に発熱症状等がない場合は本試験を受験できることとしているが、「注5」にあるとおり、周囲に感染者等が確認されていることによる受験者の精神的不安にも配慮して、中学校長からの申請により別室受験を認めることとしている。

続いて、「2 受験会場である高等学校における対応」についてであるが、受験会場である高等学校において、生徒及び教職員に感染者が出た場合には、試験会場の消毒等の対応が必要となることも想定されることから、不測の事態にも対応するため、本試験前日の3月3日(木)を臨時休業にすることとした。

「3 円滑な高等学校入学者選抜の実施に向けた対応」については、資料に記載のとおりである。

「4 その他」についてであるが、(1)のとおり、現時点においては学力検査の出題範囲については縮小しないこととしている。また、(2)にあるように、調査書の取扱いについては、出席日数や学習評価の内容、諸活動の記録等により受験者が不利益を被ることのないよう配慮することとしている。

これらの対応については、今後、中学校及び高等学校に通知するとともに、受験者をはじめ、保護者・中学校関係者等に情報提供しながら、受験者が不安を抱くことのないよう、十分配慮していく。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、更なる対応や配慮事項等の検討も行っていきたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

- 千木良委員      どこの都道府県でも入学試験の実施に当たって苦慮されていることと思うが、同じような対応をしているのか。
- 高校教育課長      全ての都道府県のデータを持ち合わせているわけではないが、3段階ではないにしても、ほとんどのところで追試等により複数の受験機会を確保するなどの配慮がなされているようである。
- 伊東教育長      昨年度の対応と異なる点はあるか。
- 高校教育課長      昨年度と同じ対応である。濃厚接触者の受験機会の確保などについては、大学入試センターによる共通テストに係る対応をベースにして検討している。3段階による受験機会の確保は、県の高校入試独自の考え方となっている。

## (2) 高等学校等就学支援金受給資格認定に係る不適切な事務処理について

(説明者：高校教育課長)

高等学校等就学支援金の受給資格認定に係る不適切な事務処理について御説明申し上げます。資料は、4ページから5ページである。

はじめに、資料4ページを御覧願いたい。「1 仙台第二高等学校における不適切な事務処理」については、9月の教育委員会定例会においても報告していたが、その際、所得確認ができていなかった1件の所得確認を後日行ったところ、受給資格を満たしていないことが確認されたため、表に記載のとおり合計34件について、過去の授業料の納入をお願いすることになった。

次に、「2 全校一斉点検の結果」についてであるが、仙台第二高等学校における不適切な事務処理を受けて、令和元年度及び令和2年度の認定手続きについて、全ての県立高等学校において一斉点検を実施したところ、7校で事務処理の誤り等があり、授業料の徴収又は返還が必要であることが確認された。具体の学校及び金額については表のとおりである。授業料の徴収が必要である世帯に対しては、丁寧に説明し納入をお願いしていく。

資料5ページを御覧願いたい。「3 要因」についてであるが、就学支援金の受給資格は、世帯の所得により基準に照らし合わせて判定するが、担当者が確認を怠ったことや、書類の不備等を複数職員で点検しなかったこと、全体として就学支援制度の理解不足などによるものと考えている。

「4 再発防止策等」としては、校長会議や事務長会議において、校内での複数職員によるチェックや業務の進行管理を徹底するとともに、マネジメントの強化に取り組むよう指示している。また、今後、県教育委員会で事務処理マニュアルの作成や具体的なチェック内容・方法等を示すなど、確認体制を整備す

るとともに、定期的に高校教育課職員による実地検査を実施し、適正な事務処理について指導助言を行い、再発防止に努めていきたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

千 木 良 委 員

今回の不適切な事務処理により、追加で授業料の納入が必要になった御家庭と学校の間でトラブルなどは生じてないか。

高 校 教 育 課 長

本件については、学校の一方的なミスにより発生したものであるため、家庭訪問を行ってお詫びした上で授業料の納入について丁寧をお願いをしている。今のところ、全ての家庭から納入について承諾をいただいている。

### (3) 令和3年度未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラムの開催について

(説明者：保健体育安全課長)

令和3年度未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラムの開催について御説明申し上げます。資料は、6ページから7ページである。

資料6ページを御覧願いたい。県教育委員会では、学校安全教育の発展を図るため、平成27年度から東北大学災害科学国際研究所防災教育国際協働センターとともに、教職員、市町村教育委員会の担当者等を対象に、「未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラム」を開催してきた。

今年度は、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、11月10日にオンライン形式で開催する。今年度は、東日本大震災から10年が経過した年であるため、内容を防災に特化し、今後求められる防災の取組について共有することとしている。

基調講演には、「宮城県学校防災体制在り方検討会議」の委員長をお務めいただいた、東北大学災害科学国際研究所 所長 今村 文彦氏に、「東日本大震災等の教訓を踏まえた今後あるべき学校防災の強化に向けて」と題してお話をいただく予定としている。さらに、パネルディスカッションでは、「宮城県学校防災体制在り方検討会議」において、「いかなる災害においても、児童生徒等の命を確実に守るために、地域や関係機関等との連携による地域ぐるみの学校防災体制の構築が必要である」などの提言を踏まえ、「地域と連携した防災体制の構築に向けて」をテーマに、県内の学校や地域の防災に関わる5名のパネリストからお話をいただく予定としている。

このフォーラムは、同日、県内5会場で行われる地域別防災主任研修会の研修内容にも位置付けられており、各学校での今後の取組の参考としていただくため、研修参加者はオンラインで視聴することとしている。また、震災後の本県の取組の発信や地域と連携した学校防災体制の構築のため、国内外の多くの方々にも広く視聴してもらえよう、オンデマンドによる配信なども行っていく。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

( 質 疑 な し )

## 1 2 資料 (配布のみ)

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) 令和4年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況 (9月末現在)
- (3) 令和4年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項
- (4) 特別支援学校文化祭について
- (5) 東北歴史博物館特別展「みちのく 武士が愛した絵画」

## 1 3 次回教育委員会の開催日程について

伊 東 教 育 長 次回の定例会は、令和3年11月18日(木)午後1時30分から開会する。

## 1 4 閉 会 午後2時32分

令和3年11月18日

署名委員

署名委員